

省令

厚生労働省令第六十三号
厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)
第十六条第四項、第二十二條第二項、第二十三條
第二項、第二十四條第二項及び第三十條第二項の
規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正
する省令を次のように定める。
平成十七年十一月四日
厚生労働大臣 川崎 二郎

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令
(平成十三年厚生労働省令
第一号)の一部を次のように改正する。
別表第二(一)福岡検疫所鹿児島空港出張所の
項中「鹿児島県始良郡」を「霧島市」に改める。
別表第二(二)「霧島市」に改める。
別表第四福井の款大野の項管轄区域の欄中
「大野郡」を削り、同表和歌山の款橋本の項管
轄区域の欄中「伊都郡、那賀郡」を「紀の川市、
那賀郡、伊都郡」に改め、同表鹿児島県の款加治木
の項管轄区域の欄中「国分市」を「霧島市」に改
め、同表加世田の項位置の欄中「加世田市」を南
さつま市に改め、同項管轄区域の欄中「加世田
市」を削り、川辺郡、日置郡を「南さつま市、
川辺郡」に改める。
別表第五福井の款大野の項管轄区域の欄中
「大野郡」を削り、同表和歌山の款和歌山の項
管轄区域の欄中「和歌山市」の下に「紀の川市」
を加え、同表鹿児島県の款国分の項管轄区域の欄中
「国分市」を「霧島市」に改め、同項管轄区域の欄中
「加世田市」を「南さつま市」に改め、同項管轄区域
の欄中「加世田市」を「南さつま市」に改め、同項
管轄区域の欄中「加世田市」を「南さつま市」(伊
集院公共職業安定所の管轄区域を除く)に改め、
同表伊集院の項管轄区域の欄中「日置郡」を「南
さつま市」のうち金峰町に改め、同表大口市の項管
轄区域の欄中「大口市」の下に「霧島市のうち
横川町、牧園町」を加え、横川町、牧園町、湧水
町を「湧水町」に改める。

別表第七福井社会保険事務局の款福井の項第三
欄中「吉田郡 大野郡」を「吉田郡」に改め、同
表和歌山社会保険事務局の款和歌山東の項第三欄
及び第五欄中「橋本市」を「橋本市 紀の川市」
に改め、同表鹿児島社会保険事務局の款鹿児島南
の項第三欄及び第五欄中「加世田市」を「南さつ
ま市」に改め、同表鹿児島北の項第三欄及び第五
欄中「鹿児島郡 日置郡」を「鹿児島郡」に改め、
同表加治木の項第三欄中「国分市」を「霧島市」
に改める。

市町の廃置分合
市町の廃置分合
(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、武雄市、杵島郡山内町
及び同郡北方町を廃し、その区域をもって武雄市
を設置する旨、佐賀県知事から届出があったので、
同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年十一月四日
総務大臣 竹中 平蔵

附則

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年十一月七日から
施行する。

第二条 この省令の施行前に社会保険事務所若し
くはその長に対して行われた申請、届出、請求
等又は社会保険事務所若しくはその長が行った
処分等は、この省令による改正後の厚生労働省
組織規則の規定により当該事務所を取り扱うこと
とされた社会保険事務所若しくはその長に対し
て行われ、又はその社会保険事務所若しくはそ
の長が行ったものとみなす。

告示

総務省告示第千二百五十八号

市村の廃置分合
(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、東松浦郡七山村を廃し、
その区域を唐津市に編入する旨、佐賀県知事から
届出があったので、同条第七項の規定に基づき、
告示する。
右の処分は、平成十八年一月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年十一月四日
総務大臣 竹中 平蔵

市町の廃置分合
(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、藤津郡塩田町及び同郡
嬉野町を廃し、その区域をもって嬉野市を設置す
る旨、佐賀県知事から届出があったので、同条第
七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年一月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年十一月四日
総務大臣 竹中 平蔵

市町の廃置分合
(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、武雄市、杵島郡山内町
及び同郡北方町を廃し、その区域をもって武雄市
を設置する旨、佐賀県知事から届出があったので、
同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年十一月四日
総務大臣 竹中 平蔵

市町の廃置分合
(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、武雄市、杵島郡山内町
及び同郡北方町を廃し、その区域をもって武雄市
を設置する旨、佐賀県知事から届出があったので、
同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年十一月四日
総務大臣 竹中 平蔵

町村の廃置分合
(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、神埼郡三田川町及び同
郡東脊振村を廃し、その区域をもって同郡吉野ヶ
里町を設置する旨、佐賀県知事から届出があった
ので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年十一月四日
総務大臣 竹中 平蔵

町村の廃置分合
(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、西松浦郡有田町及び同
郡西有田町を廃し、その区域をもって同郡有田町
を設置する旨、佐賀県知事から届出があったので、
同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年十一月四日
総務大臣 竹中 平蔵

町村の廃置分合
(昭和二十二年法律第六十七号)第
七条第一項の規定により、西松浦郡有田町及び同
郡西有田町を廃し、その区域をもって同郡有田町
を設置する旨、佐賀県知事から届出があったので、
同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月一日からその効力
を生ずるものとする。
平成十七年十一月四日
総務大臣 竹中 平蔵

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法律第六十六号)
の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七條第一
項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を
定める件(平成二年法律省告示第百四十五号)の一部を次のように改正する。
平成十七年十一月四日
法務大臣 杉浦 正健

別表第一中「吉田学園ビジネス公務員専門学校日本語学科」を「吉田学園公務員専門学校日本語学
科」に、「エールネットワーク専門学校日本語教育科」を「エール学園日本語教育科」に改める。
別表第二中JCL外国語学院の項の次に次のように加える。
京都府
京都市

法務省告示第百五十九号
出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法律第六十六号)
の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号八及び第六号
の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。
平成十七年十一月四日
法務大臣 杉浦 正健

- 一 研修を事業として行う機関の名称及び所在地 合名会社星川君男商店 愛媛県四国中央市上分町三十番地一
三十番地一
二 実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容
三 対象となる者 平成十七年十一月四日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者
四 対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間 一年以内の期間

Table with 4 columns: 名, 称, 所 在 地, 研 修 内 容. Row 1: 合名会社星川君男商店, 愛媛県四国中央市上分町三十番地一, 紙製品製造

対象となる者 平成十七年十一月四日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者
対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間 一年以内の期間